

事業概要②

表 1

区 分	貸切バス増車支援	タクシー増車支援
支援対象期間	令和 3 年 10 月 8 日から令和 4 年 2 月 28 日までの間に県内で実施される修学旅行 令和 3 年 10 月 8 日から同年 11 月 30 日に実施された修学旅行は書類提出期限に特例あり。(要綱第 7 条及び第 10 条を参照)	
支援内容	1 台あたりの乗車率が 5 割を超えている場合に、乗車率を減少させるために行うバスの台数増等に伴う追加経費 ※乗車率を減少させるための区分変更(例:小型→中型)も可能	1 台あたりの乗車率が 5 割を超えている場合に、乗車率を減少させるために行うタクシーの台数増等に伴う追加経費 ※乗車率を減少させるための区分変更(例:小型→大型)も可能
支援額	1 日 1 台あたり 30,000 円	表 2 のとおり
増車上限台数	追加台数の上限は表 3 のとおり	1 台あたりの乗車人数は原則 2 人以上となるように増車していること。 増車の結果、乗車人数が 1 人となる場合については、1 台まで認める。

表 2

	運賃	支援額
タクシー増車 1 台あたり	20,000 円以上	10,000 円
	10,000 円以上 20,000 円未満	5,000 円
	10,000 円未満	支援なし

表 3

団体人数	バス増車上限台数
1 人～40 人	1 台
41 人～120 人	3 台
121 人～200 人	5 台
201 人～280 人	7 台
281 人～360 人	9 台
360 人～	10 台